

7 障害のある子どもの将来が気がかりです。【心身障害者扶養共済制度】

障害のある子どもなどの将来のために、障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」があります。

加入できるのは、次のいずれかに該当する方を扶養している保護者で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることのできる 65 歳未満の方です。

- ①知的障害者
- ②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方）
- ③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

1 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なり、1 口当たり月 9,300 円～23,300 円です。

2 口まで加入することができます。口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。

20 年以上（昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上）継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合（※）は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

また、愛知県の制度では市町村民税非課税世帯に属する加入者等について掛金を減免できる場合があります。

※ 「65 歳に達した場合」とは、毎年度 4 月 1 日現在で満 65 歳であることをいいます。

2 支給額

支給額は次のとおりです。

- ・年金 1 口当たり月 20,000 円

なお、1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5 年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

- ・弔慰金 1 口当たり 30,000 円～250,000 円
- ・脱退一時金 1 口当たり 45,000 円～250,000 円

3 支払時期

年金は、毎月、障害者又は年金管理者の口座に振り込まれます。

なお、弔慰金及び脱退一時金は、請求後、加入者の口座に振り込まれます。

4 問い合わせ先

市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課